

第3回 法華山谷川水系流域懇談会

議事骨子

| | | | |
|----|--|----|-------------------------|
| 事項 | 第3回 法華山谷川水系 流域懇談会 | 委員 | 18名中 18出席 |
| 日時 | 平成24年8月30日 10:00～11:20 | 場所 | 兵庫県加古川総合庁舎 2階 A・B会議室 |
| 内容 | 1. 開会 2. 議事 (1) 第2回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 (2) 法華山谷川水系河川整備計画(変更原案) 3. その他(連絡事項) 4. 閉会 | | |
| 資料 | 資料1 : 第2回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 資料2-1 : 第2回法華山谷川流域懇談会 委員意見への回答 資料2-2 : 第2回法華山谷川流域懇談会 委員意見への回答 説明資料 資料3-1 : 法華山谷川水系河川整備計画(変更原案) 資料3-2 : 法華山谷川水系河川整備計画新旧比較表 当日追加配布資料: 法華山谷川水系河川整備計画(変更原案)〔P9,10 抜粋〕 | | |

1 開会

配布資料の確認及び全委員の出席により懇談会が成立していることが報告された。

2 議事

2.1 第2回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子

事務局より各委員に確認・修正の上、公表された議事骨子の概要について報告があった。議事骨子に関連し、下記の議論があった。

- 委) 気象業務法を確認したところ、水位予測を実施することは違反になっていない。
- 事) 気象庁に確認したところ、水位予測の公表が、気象業務法における洪水の予報に含まれるとの見解であった。

- 委) 気象庁が水位予測を行っていない小河川の水位予測を行うことが同法違反になるから、予測を行ってはいけないということは同法の法意からして到底理解できない。また、土木学会において、降雨量から河川水位を予測する論文も出ている。実務的に水位予測を行い、対策の補完を行うことが望まれる。
- 事) 一般への公開はしていないが、県と市町で防災情報をやりとりするフェニックス防災システムを利用して、水位予測を含む防災情報を市町の防災担当者へ提供し、水防活動や避難勧告、避難指示等の目安の一つとして利用頂いている。また、来年度から、水位予測を応用した氾濫の危険度を予測するシステムをフェニックス防災システムの中で運用予定であり、法華山谷川も含め、来年度より各市において本システムを利用できるよう準備を進めている。

2.2 法華山谷川水系河川整備計画(変更原案)

事務局より、「第2回法華山谷川水系流域懇談会 委員意見への回答」について説明があり、変更原案に関する協議を行った。主な意見は下記の通り。

(1) 県と市の連携について

委) 河川の整備と実施に関する事項で、「総合治水の観点から連携を図る。」とあるが、県・市で協議する場を設定しておく必要があるのではないかと。

事) 昨年度の技術検討会に引き続き、本流域懇談会で県と市が連携して協議を行っていく。法華山谷川(県管理河川)については、現在、河川整備計画を協議頂いているが、市が管理する河川、下水は市で計画を立てて頂いており、流域対策とあわせて、第4回流域懇談会以降で協議していく。

概ね5年間の整備については、県が実施する法華山谷川の床上浸水対策と合わせて、加古川市、高砂市でも緊急治水対策が実施される。

概ね20年間の整備については、今後の流域懇談会の中で、各市から計画の説明を頂く。

委) 高砂市では、5年の対策について県と連携を図っている。その後の対策にあたってはこの懇談会で検討するとともに、具体的な内容についても個別にも県と連携を図り、推進していきたい。

委) 加古川市では、多くの地域でそれぞれに応じた対応を計画していく必要がある。地元の声聞きながら検討していきたいので、この懇談会で議論いただきたい。

(2) 資料の取り扱いについて

委) 最終的にまとめる資料は、資料3-1となるのか。

事) その他の資料についても、会議資料として公表するが、国土交通省へ申請する法定計画は資料3-1となる。

委) 河川整備計画本文だけではわかりにくいのが、資料3-1以外のわかりやすい説明資料についての取り扱いを伺いたい。

事) 本日配布した資料については、東播磨県民局のホームページに公開していく。

(3) 変更原案の修正について

委) 治水の現状として、浸水区域図を載せておいた方がよい。

事) 掲載する方向で検討したい。

委) 横断図に、間の川合流点付近の断面も入れてもらいたい。

事) ご指摘の横断図を入れる方向で調整したい。

委) 法華山谷川の改修でも弥生時代の遺跡が発見された事例もあり、文化財の保護について追記頂きたい。また、地域には先人の文化遺産が残されているため、保全活用についても記載頂きたい。修正案としては、「流域内にある文化財の価値等、流域内の支川を広く住民に認識してもらい」の部分で、「文化財の保護並びにその他歴史文化遺産の活用について、広く住民に周知を図り」といった検討を頂きたい。

事) 記載内容について相談させてもらいたい。

3 その他（連絡事項）

- ・内容を大幅に変更する意見はなかったため、今回の意見に対する河川整備計画の事務局修文は、座長が会を代表して最終の内容確認を行い国へ提出する資料とする。
- ・修正された河川整備計画原案をもって国土交通省協議を進める。概ねの目標は、9月中旬に申請、年内に国の同意を目指す。
- ・来年度からの事業化を目指し、予算要望の手続きについても並行して進める。国への申請要件の一つに投資効果による評価があるが、法華山谷川では、投資する費用に対して効果が大きく、要件を満たしていることを報告しておく。
- ・第4回法華山谷川水系流域懇談会は、10月頃に実施したい。

4 閉会

「第3回法華山谷川水系 流域懇談会」が閉会した。

第3回 法華山谷川水系流域懇談会 出欠表

| 分野 | | 所属 | 氏名 | 出欠 |
|----------|------|----------------------------------|--------|----|
| 学識 | 河川 | 神戸大学大学院工学研究科准教授 | 宮本 仁志 | |
| | 環境 | 播磨ウェットランドリサーチ代表 | 松本 修二 | |
| | 歴史文化 | 高砂市教育委員会 | 清水 一文 | |
| 地域住民 | 加古川市 | 東神吉町町内会連合会長 | 藤原 義昭 | |
| | | 西神吉町町内会連合会長 | 松浦 芳樹 | |
| | | 米田町町内会連合会長 | 大淵 俊彦 | |
| | | 志方町中地区町内会連合会長 | 松本 正義 | |
| | | 志方町東地区町内会連合会長 | 熊谷 千昭 | |
| | | 志方町西地区町内会連合会長 | 三村 修一 | |
| | 高砂市 | 荒井地区連合自治会長 | 網干 年明 | |
| | | 伊保地区連合自治会長 | 濱野 和樹 | |
| | | 米田地区連合自治会副会長 | 前田 清春 | |
| | | 阿弥陀地区連合自治会長 | 長谷川 浩三 | |
| 農地・水利関係者 | 加古川市 | 加古川市ため池協議会連絡会 (富木地区環境保全協議会会長) | 富木 攻 | |
| | 高砂市 | 塩市水利組合長 | 山下 泰男 | |
| 行政 | 加古川市 | 下水道部長 | 梅谷 誠一 | |
| | 高砂市 | まちづくり部長 | 金子 博之 | |
| | 兵庫県 | 加古川土木事務所長 | 土居 康成 | |

(敬称略、分野ごとに記載)